

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省令	○財務省
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用振替	の法律項及	發行	名称及び	件等を次	国債の發行等に
行価	單位	額面金	金額	方法	方法	法項の適	法律及び根	号記	及び	年十七と	告示第
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	八年七月	二百七十六
十	額	平	す	額	の	振	五四九	万	額	い募	利付
二	面	成	る	の	記	替	万百十	円	振	の以	社債
錢	金	二	。	整	載	法	円八八	金	募	律債	第十九
額	十	數	又	の	規	額	十億	よ	振	社債	特別付
百	七	倍	は	規	定	額	円二	取	替	年第	別付
円	年	金	記	定	金	額	九	機	下へ	一年	第一法回
に	七	錄	に	金	錄	額	千	用	「平成	別	回国會
つ	月	額	は	金	額	額	二	機	十三	年	庫債券
き	六	よ	る	は	よ	額	九	開	年	法律	（十年）
九	日	、	る	る	る	に	二	行	法律	第	債券
十	よ	最	振	よ	最	に	百	關	第	三十	（昭和五
九	る	低	替	る	低	よ	七	日本銀	三	年）	利付
九	も	額	口	も	額	よ	八	行	号	（第三百	國債
円	の	面	座	の	面	よ	千	募	七十五	三十	五十七
九	と	金	簿	と	金	る	六	集	号	年太郎	年大藏

の経利
払過
込利
み子率

(一) 年

○・四
期に各
募集中
に加え
金額、次
扱機
い第
算式は
む号に、
のによ
と規り込
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二)

規下は払し払平
定、期た期成を所はしは又いだ十かのれ中れに
す次そが金と二控得外た、はてし・ら算る係るの
る号の銀額し十除税國金前外取、三当該るものに
 $\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times 0.4 \\ \hline 100 \\ \times 1 \\ \hline 2 \end{array}$
期及翌行を、七すの法額に當該金に
日び営休支次年税率に當該法人に當該國債を乗じた百
に第業業払の十ことをが當該債を乗じて又振源、
つ十日日う算二とが適該式である者が發行金は替泉そ
い五にに。式月が乗用非に當該式である者が發行金は替泉そ
て号支当たに二でじを居よる非行金額の前記口徵の
同に払ただよ十きたを居よる場時額の金記録座収利
じ。おうるしり日る金受住りより場時額の金記録座収利
いへと、算を。額け者算合住に(一)の金記録座収利
て以き支出支(一)の金記録座収利

初期利子

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成三十七年六月二十日
平成三十七年六月二十日